

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について



くらしの中に

総務省

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和5年5月12日

総務省自治行政局過疎対策室

集落ネットワーク圏の推進

(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連)

R5予算額 4.0億円

- 過疎地域等においては、小規模化・高齢化により集落機能が低下し、生活の維持が困難な集落が増加。
- 個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースもあることから、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落で「集落ネットワーク圏」を形成し、集落を活性化する取組が必要。

集落ネットワーク圏のイメージ

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確保することにより、持続可能な暮らしを実現

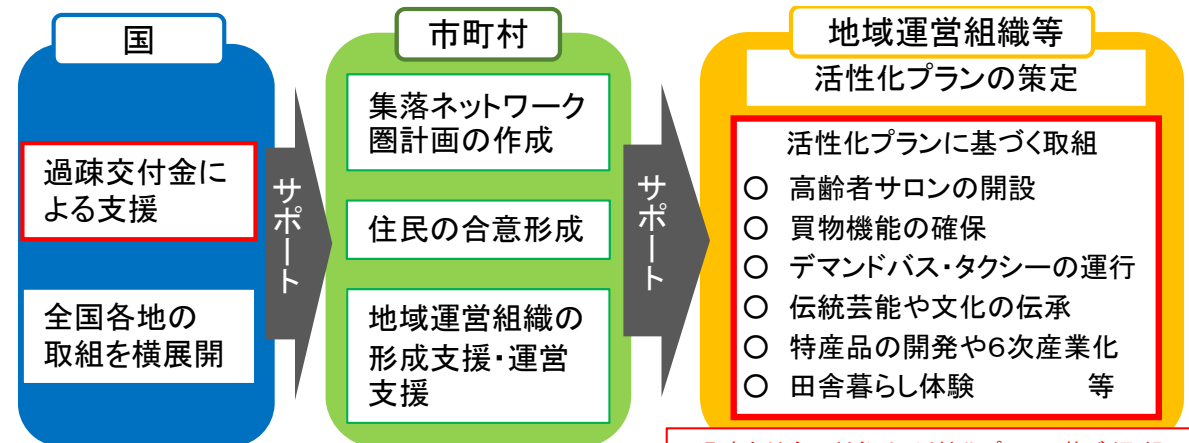


役場所在地

※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
(地域運営組織等) ※交付金の申請は市町村が実施
- (3) 交付対象 経費の上限額 1,500万円 ※下記事業については、限度額を上乗せ
① 専門人材を活用する事業(+500万円)
② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
③ 上記①+②併用事業(+1,500万円)
- (4) 令和5年度予算額 4.0億円(令和4年度予算額 4.0億円)
- (5) 対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組



過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

過疎地域持続的発展支援交付金の事例 広島県神石高原町（過疎地域） （過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業）

【事業背景】

- 油木地区は、人口減少に加え、高齢化率が50%に迫るなど、少子高齢化が進行。
- 人材不足により災害時の緊急対応や日頃の安否確認などが困難な状況にあり、また集落機能の低下などが危惧。

【事業実施者】 油木協働支援センター

【事業費】 19,288千円

【取組内容】令和元年度～

- 地域の自主運営組織が主体となって、ドローン技術の活用による災害時対応などの課題解決を目指す。
 - ・ 災害前後の状況把握に資する情報収集アプリ（クラウドサービスを活用した災害現場と役場間の現場画像共有）の開発
 - ・ 災害時を想定した支援物資の配送実証や目視外、電波途絶環境の実証を実施。
- ※専門、技術的課題へ対応するため、産学官連携によるドローンコンソーシアムを組織。
- ・ドローン技術を地域で運用するための人材（住民、地元高校生等）を育成。

・ 神石高原町
・ 油木協働支援センター
・ (国研)防災科学技術研究所
・ パーソルプロセス&テクノロジー(株)
・ ドローン・ジャパン(株)
・ 慶應義塾大学SFC研究所
・ (株)アイ・ロボティクス
・ 楽天(株)

ドローンコンソーシアム



担い手育成



物資配送

【成果】（令和元年度～）

- 取組を通じ、地域住民の受入体制の構築
- ⇒実証事業の範囲を順次拡大（重量物搬送）
- ドローン操縦技術者を育成（5名）
- ⇒技術者を更に育成
- ドローン技術を用いた起業、ドローンスクールの誘致を実現

特定地域づくり事業協同組合制度の概要について

令和5年5月

総務省地域力創造グループ地域振興室

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R5予算額 5.6億円
R4予算額 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

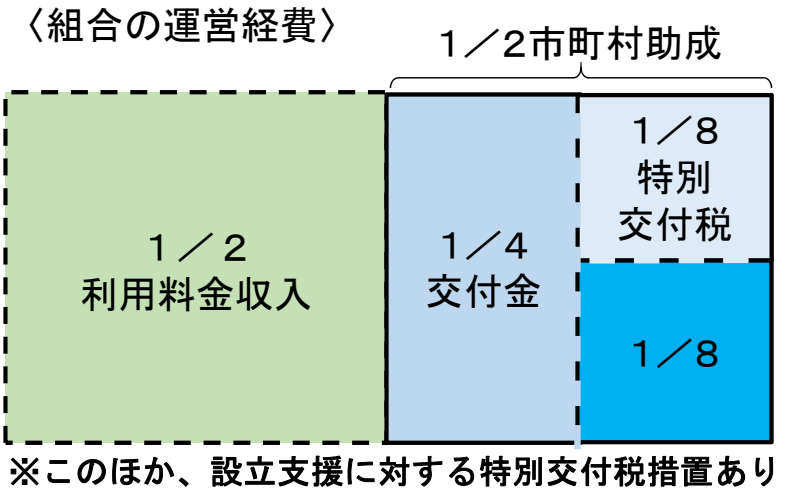
特定地域づくり事業協同組合員

農 業 者	林 業 者	漁 業 者	...	食 品 加 工 業 者	製 材 業 者	機 械 製 造 業 者	...	運 送 業 者	介 護 業 者	飲 食 ・ 宿 泊 業 者
-------------	-------------	-------------	-----	----------------------------	------------------	----------------------------	-----	------------------	------------------	---------------------------------

人材 派遣 利用 料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市 町 村



財政
支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

1

4月



農業

5~10月



飲食業

11~3月



酒造業

2

通年



介護事業

or



こども園



小売業

AM

PM

派遣イメージ

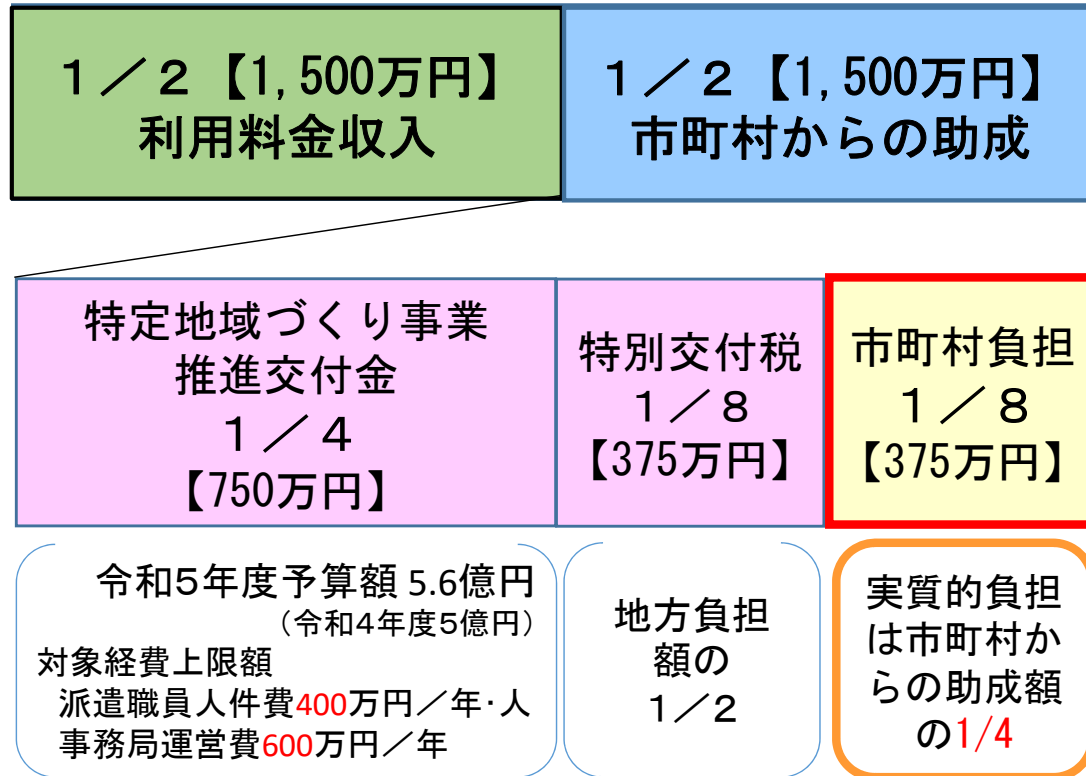
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A		食品加工			宿泊業			農業			定置網漁	
職員B		定置網漁			漁協			食品加工			農業	
職員C				宿泊業				広告業			定置網漁	
職員D		定置網漁			食品加工			農業			食品加工	

特定地域づくり事業協同組合制度の財政支援

(1) 組合運営費に対する財政支援(認定後)

< 1 組合当たりの運営費 (通年ベース) >

(例) 派遣職員 6 名の人件費及び事務局運営費 3,000 万円



【国庫補助】

- ・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援(国1/2、市町村1/2)
- ・対象経費は、「派遣職員人件費」及び「事務局運営費」
- ・令和5年度予算額 5.6億円(前年度より 0.6億円増)
- ・制度の健全な運用を確保するための仕組み

① 複数の事業者への職員派遣

派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
 ※8割超となる派遣職員の人件費は全額が交付金の対象外

② 労働需要に応じた職員の確保

派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

【特別交付税措置】

- ・特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担(措置率1/2)

(2) 組合設立に対する財政支援(認定前)

組合への設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費(上限額300万円)の2分の1を特別交付税措置

- ① 設立時の財産的基礎形成への支援(寄付金等)
- ② 設立準備への支援(調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等)

※ただし、対象年度は組合設立年度に限る。

特定地域づくり事業協同組合 都道府県別認定状況

R5.5.1時点
82組合
 (34道府県85市町村)

※R5交付決定ベース



地域運営組織の形成及び持続的な運営について



総務省

令和5年5月12日
地域力創造グループ
地域振興室

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成（令和4年度調査）

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

○全国セミナー（仮称）

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の**生活支援活動**を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



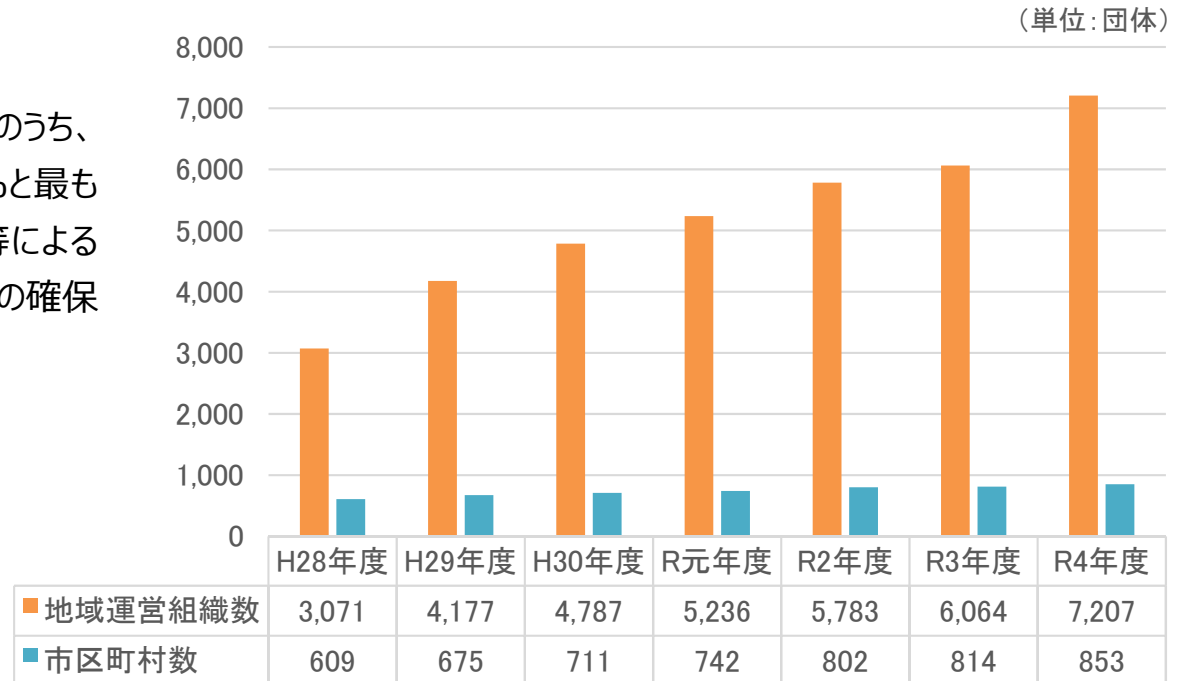
（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける**移動販売サービス**を実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、**高齢者の見守り**の機能も果たしている。



地域運営組織の活動実態

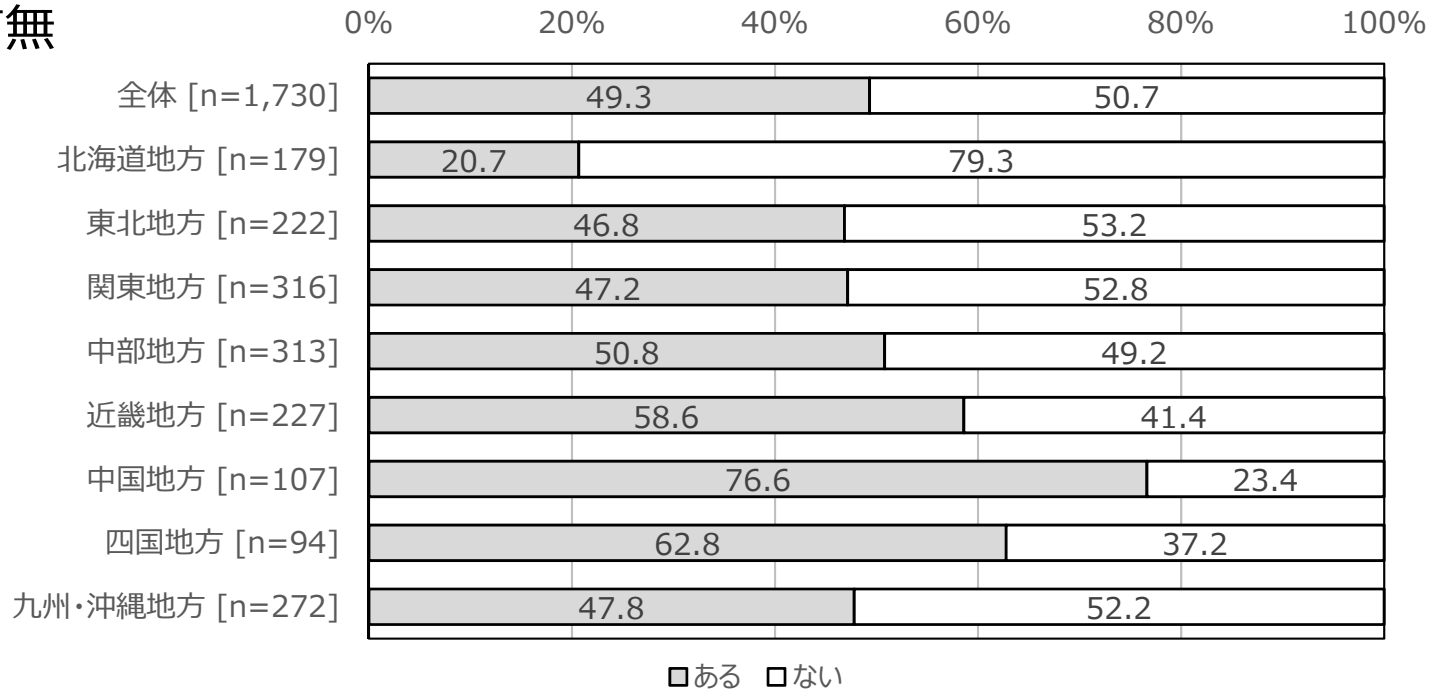
- **団体数** : 令和4年度は地域運営組織が全国で7,207団体が確認され、令和3年度（6,064団体）から1,143団体増加（18.8%増）し、平成28年度に比べて約2倍以上に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は853市区町村であり、令和3年度（814市区町村）から39市区町村増加（4.8%増）
- **組織形態** : 法人格を持たない任意団体が90.9%、NPO法人が3.9%、認可地縁団体が2.3%
- **構成団体** : 自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.2%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（58.7%）、「地域の子ども・青少年育成に関わる団体」（50.6%）が続く。
(複数回答)
- **活動拠点** : 活動拠点を有する団体が95.3%、このうち66.5%が公共施設を使用
- **活動内容** : 祭り・運動会・音楽会などの運営（68.4%）が最も多く、交流事業（66.8%）、健康づくり（60.2%）、防災訓練・研修（59.1%）などが続く。
(複数回答)
- **収入** : 収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が84.0%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は44.2%
(複数回答)
- **課題** : 活動の担い手となる人材の不足（76.1%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（56.7%）、次のリーダーとなる人材の不足（56.2%）が続くなど、人材に関するものが多い。
(複数回答)



地域運営組織の形成状況 ～地域ブロック別～

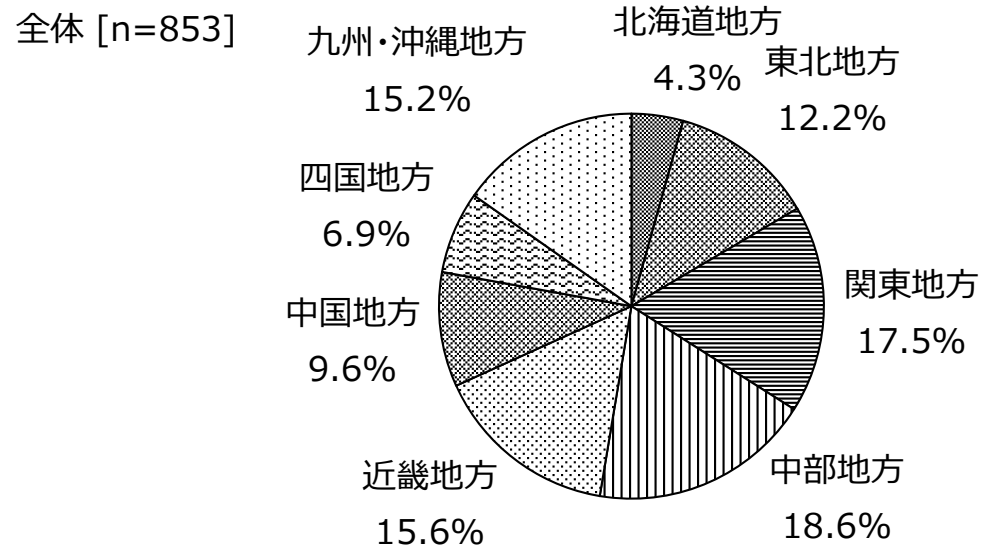
■ 各市区町村の地域運営組織の有無

- 回答市区町村のうち、地域運営組織の有無については、「ある」が 853団体(49.3%)、「ない」が 877団体(50.7%)となっている。
- 「中国地方」が76.6%と最も多く、次いで「四国地方」が62.8%、「近畿地方」58.6%などとなっている。
- 「北海道地方」が20.7%と最も少ない。



■ 地域運営組織がある市区町村の分布状況

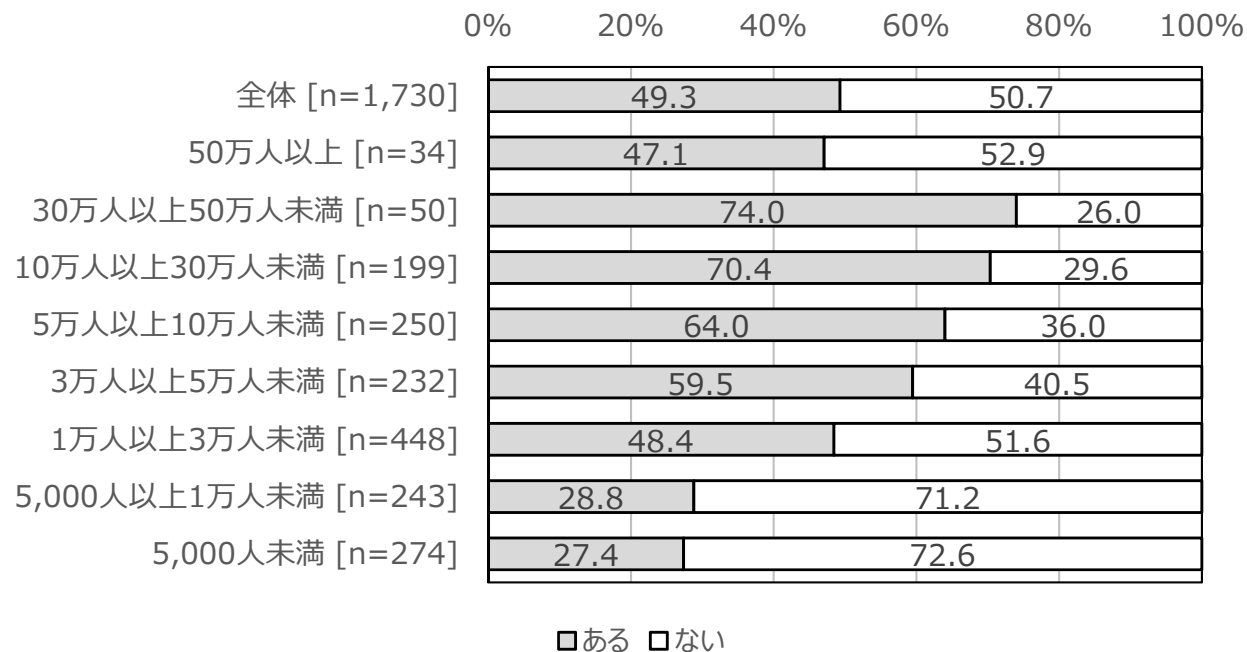
- 「中部地方」が18.6%と最も多く、次いで「関東地方」が17.5%などとなっている。
- 「北海道地方」が4.3%と最も少ない。



地域運営組織の形成状況 ～人口規模・都市分類別～

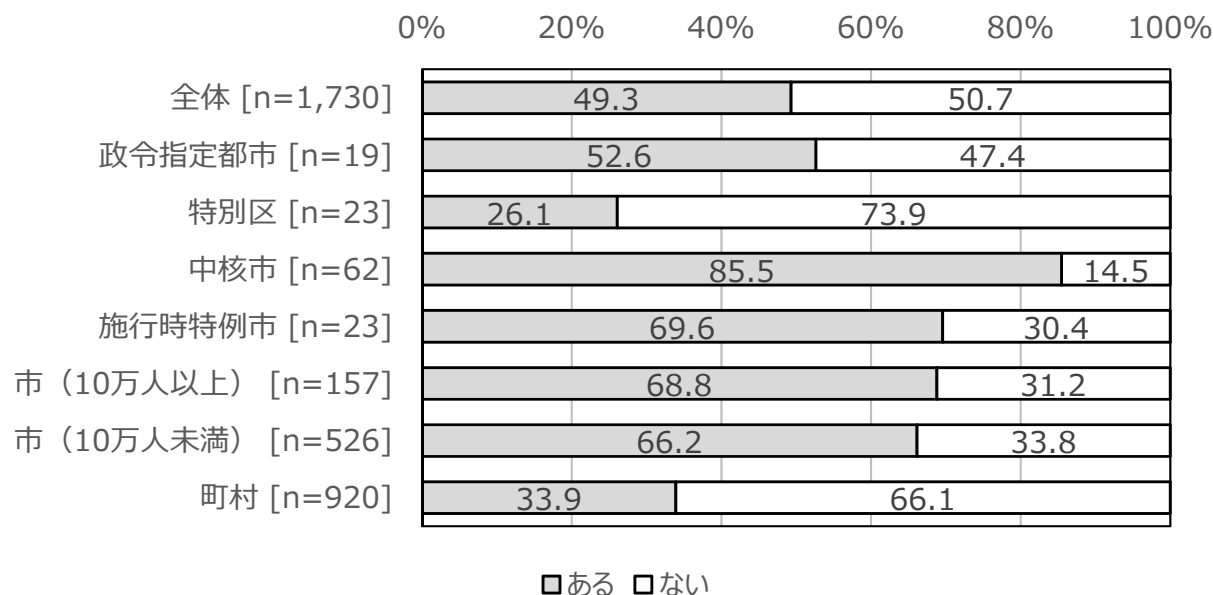
■ 人口規模別

- 回答市区町村の人口規模別に「地域運営組織がある」割合をみると、「30万人以上50万人未満」が74.0%と最も多くなっている。
- 「5,000人以上1万人未満」「5,000人未満」は3割未満と少ない。

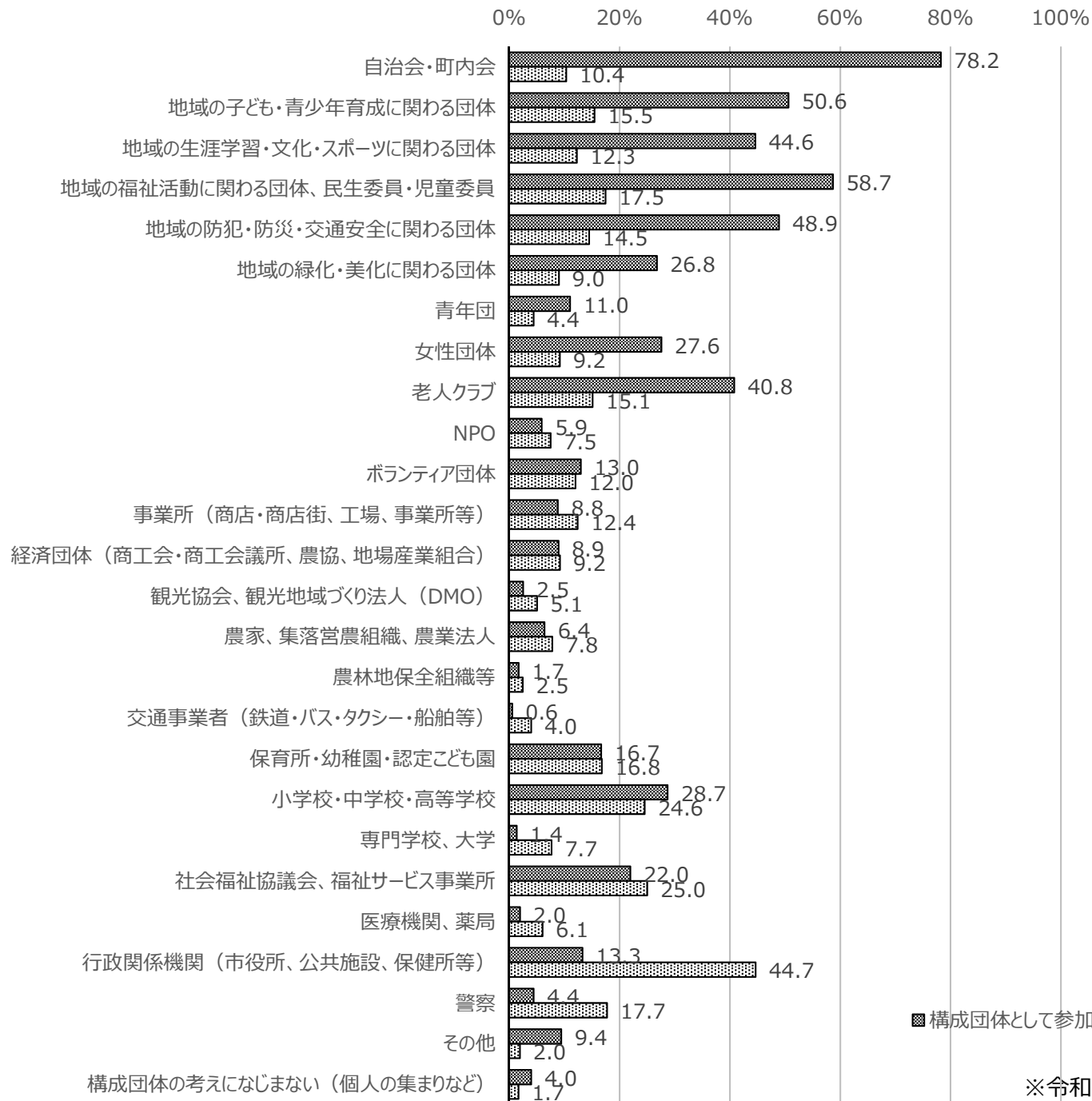


■ 都市分類別

- 回答市区町村の都市分類別に「地域運営組織がある」割合をみると、「中核市」が85.5%と最も多くなっている。
- 「特別区」が26.1%と少なくなっているほか、「町村」が33.9%と少ない。



構成団体・協力団体として参加している組織



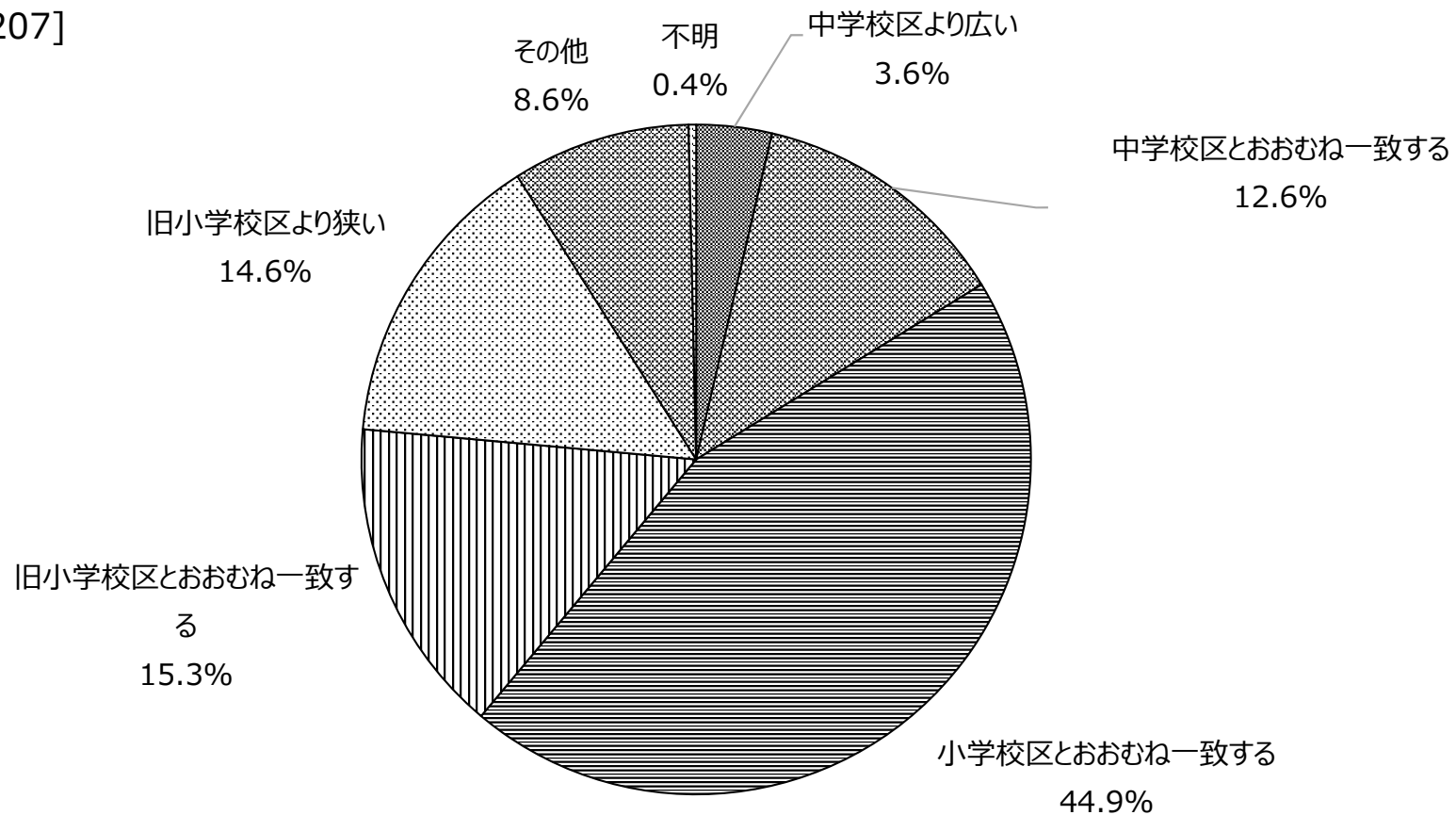
- 地域運営組織に構成団体として参加している組織は、「自治会・町内会」が78.2%と最も多く、次いで「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」が58.7%、「地域の子ども・青少年育成に関わる団体」が50.6%などとなっている。
- 地域運営組織の構成団体ではないが活動に協力している団体は、「行政関係機関（市役所、公共施設、保健所等）」が44.7%と最も多く、次いで「社会福祉協議会、福祉サービス事業所」が25.0%、「小学校・中学校・高等学校」が24.6%などとなっている。

■ 構成団体として参加している組織 [n=7,207] ▨ 活動に協力している組織 [n=7,207]

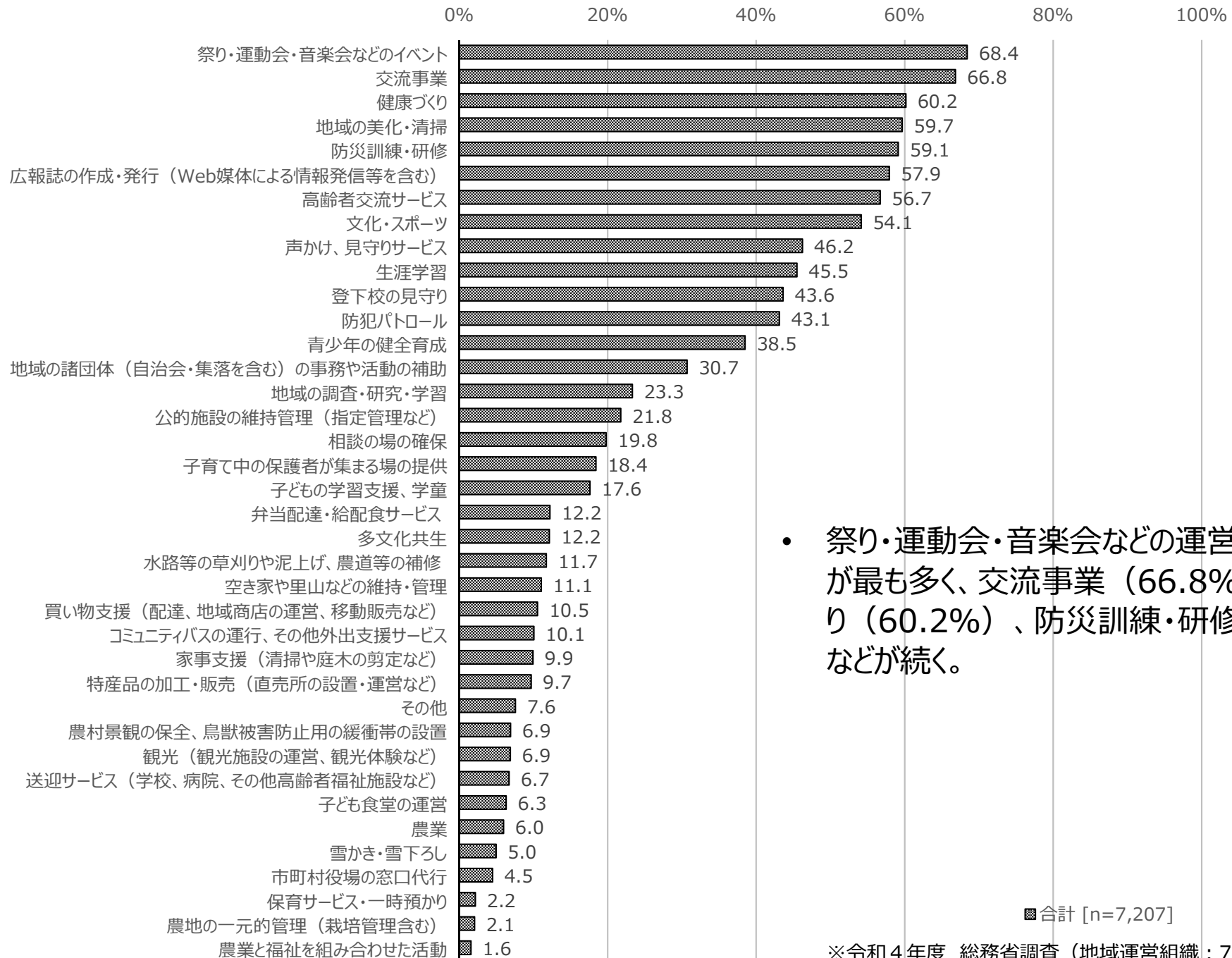
地域運営組織の活動範囲

- 学校が置かれている区域との対応関係は、「小学校区とおおむね一致する」が44.9%と最も多く、次いで「旧小学校区とおおむね一致する」が15.3%、「旧小学校区より狭い」が14.6%などとなっている。

全体 [n=7,207]



地域運営組織の主な活動



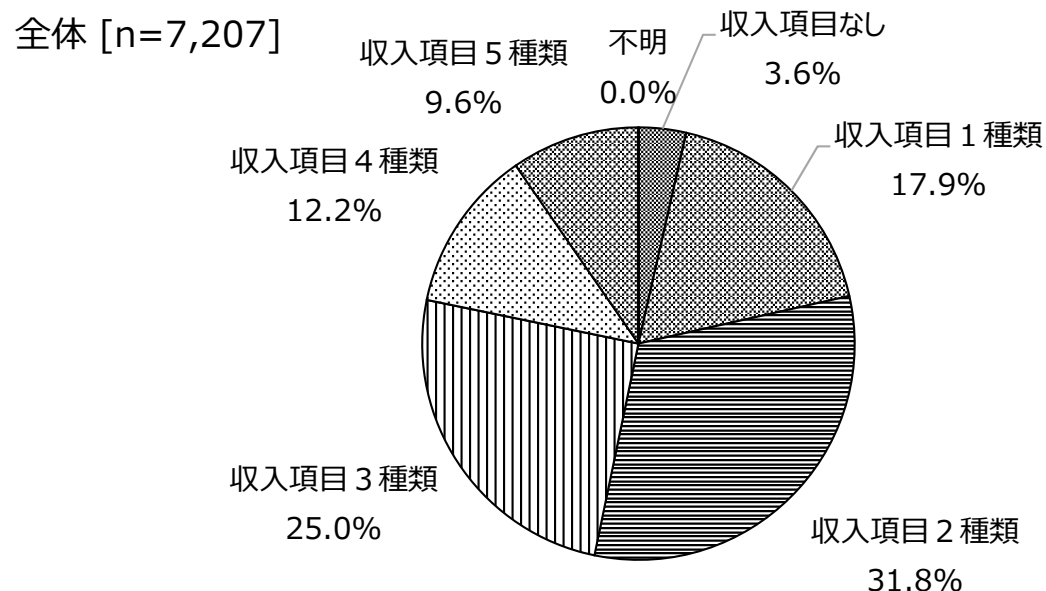
- ・ 祭り・運動会・音楽会などの運営（68.4%）が最も多く、交流事業（66.8%）、健康づくり（60.2%）、防災訓練・研修（59.1%）などが続く。

■ 合計 [n=7,207]

地域運営組織の収入源

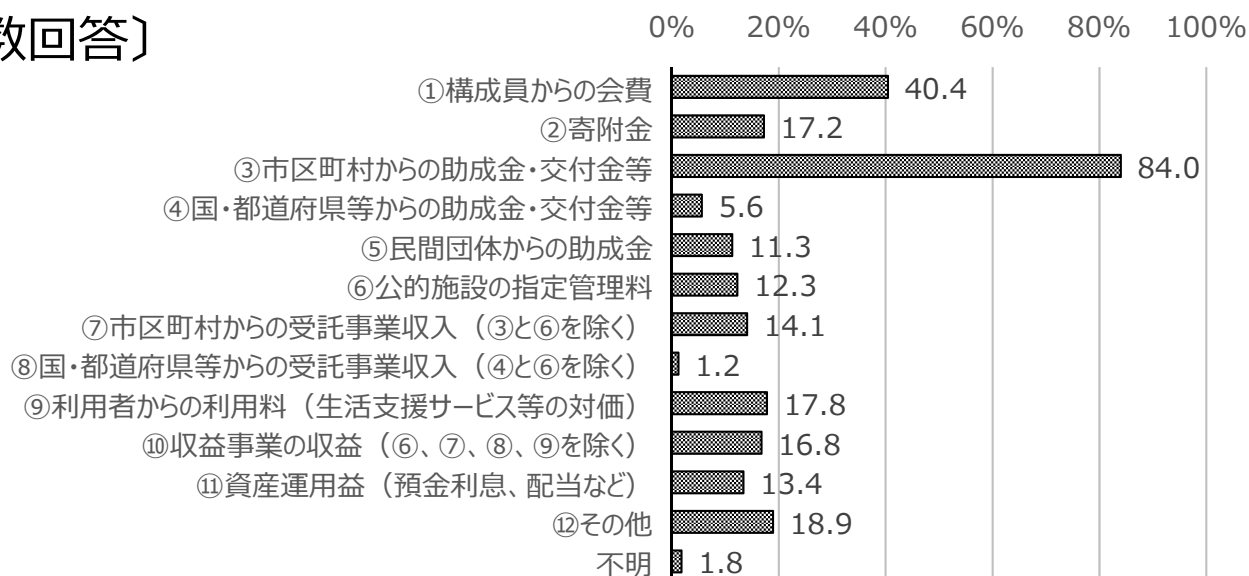
■ 収入の項目数

- 収入源の上位5項目の回答を求めたところ、回答のあった収入の項目数は、「収入項目2種類」が31.8%と最も多く、次いで「収入項目3種類」が25.0%などとなっている。



■ 主な収入源〔第1位～第5位を複数回答〕

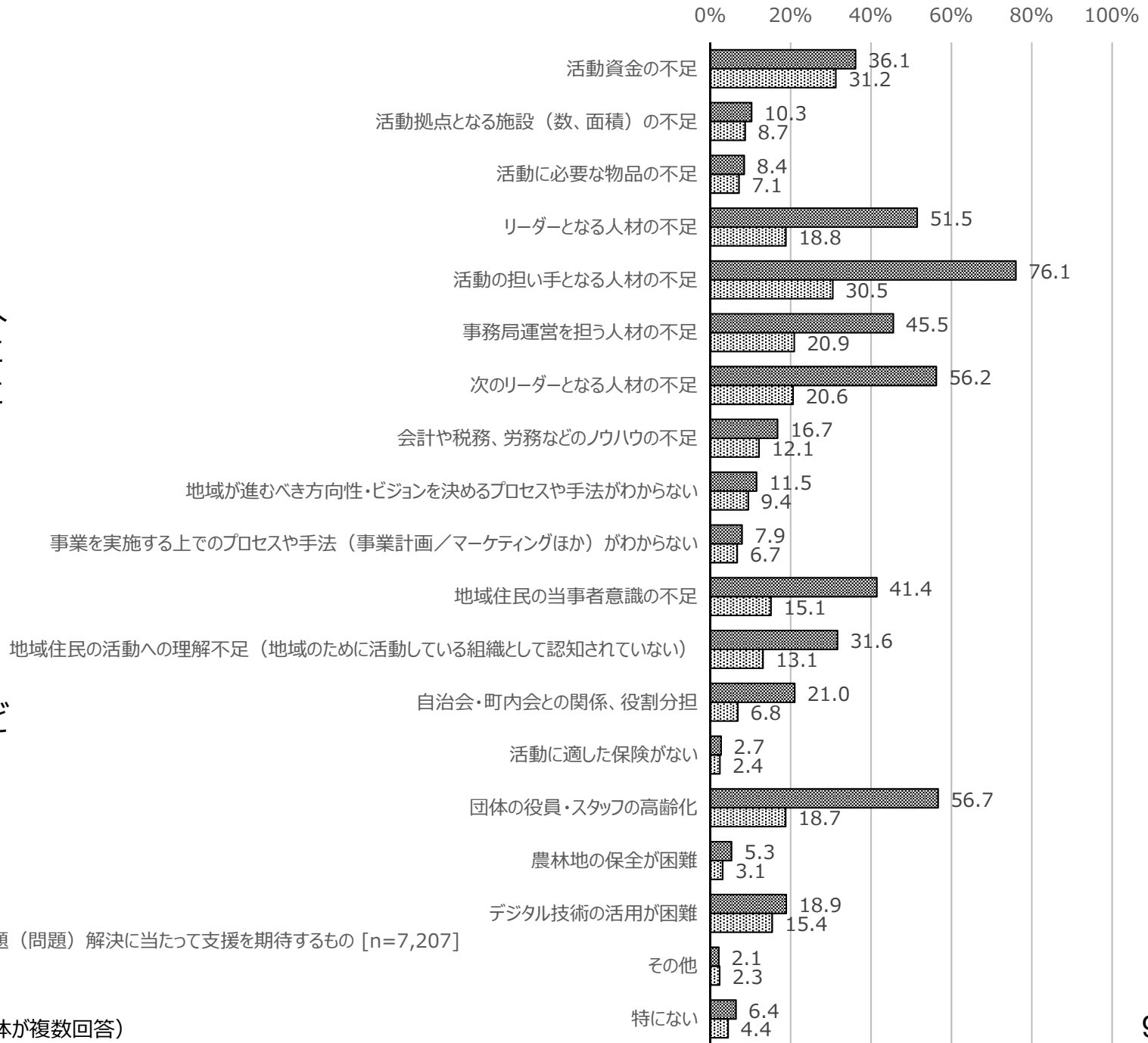
- 主な収入源（第1位から第5位までを複数回答）は、「③市区町村からの助成金・交付金等」が84.0%と最も多く、次いで「①構成員からの会費」が40.4%、「⑫その他」が18.9%などとなっている。



■ [n=7,207]

地域運営組織の持続的な運営に向けた課題（問題）及び期待する支援

- 継続的に活動していく上で課題（問題）として考えていることは、「活動の担い手となる人材の不足」が76.1%と最も多く、次いで「団体の役員・スタッフの高齢化」が56.7%、「次のリーダーとなる人材の不足」が56.2%、「リーダーとなる人材の不足」が51.5%などとなっている。
- 課題（問題）解決に当たって支援を期待するものは、「活動資金の不足」が31.2%と最も多く、次いで「活動の担い手となる人材の不足」が30.5%、「事務局運営を担う人材の不足」が20.9%などとなっている。



■ 課題（問題）として考えていること [n=7,207] ■ 課題（問題）解決に当たって支援を期待するもの [n=7,207]

地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

(1) 地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税

(2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※令和4年度からは、孤独・孤立対策として下線を対象経費に追加している。

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税



くらしの中に

総務省

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

郵便局を活用した 地方活性化方策等について

令和5年5月

総務省 郵政行政部 企画課

郵便局ネットワークを活用した地域に根差した取組①

- 郵便局では、様々な自治体窓口事務を取り扱っており、その合計は、431自治体6,053郵便局である(令和5年3月末現在)。
- これらには、自治体が発行する証明書(住民票の写し等)の交付事務等の郵便局事務取扱法※に基づき受託する事務、自治体独自の事務、その他の行政事務が含まれる。

※「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」。受託にはあらかじめ、①日本郵便に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。

(1) 自治体事務受託合計(重複を除く)

事務内容	取扱状況 (令和5年3月末)	
	自治体数	郵便局数
自治体事務受託(合計)	431	6,053

(2) 自治体独自の事務であって、郵便局が受託している事務

事務内容	取扱状況 (令和5年3月末)	
	自治体数	郵便局数
マイナンバーカードの申請支援、キオスク端末管理業務、バス回数券等の販売・交付、ごみ処理券・ごみ袋の販売、商品券の販売 等	319	5,686

(3) 郵便局が受託している行政事務

事務内容	取扱状況 (令和5年3月末)	
	自治体数	郵便局数
国民健康保険関係の各種届出書等の受付、介護保険関係の各種届出書・申請書の受付等、児童手当の各種請求書・届出書の受付等	24	60

(4) 郵便局事務取扱法に基づき、郵便局が受託している事務

事務内容	取扱状況 (令和5年3月末)	
	自治体数	郵便局数
証明書交付等事務(合計)	163	557

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付
- ② (地方税の)納税証明書の交付
- ③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付
- ④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付
- ⑤ 転出届の受付、転出証明書の引渡し※
- ⑥ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新等※
- ⑦ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新等※
- ⑧ 印鑑登録証明書の交付
- ⑨ 印鑑登録の廃止申請の受付※

※令和3年5月の法改正により追加。



長野県泰阜村(左図)、
栃木県日光市(右図)に
おける自治体事務の受託

改正の背景

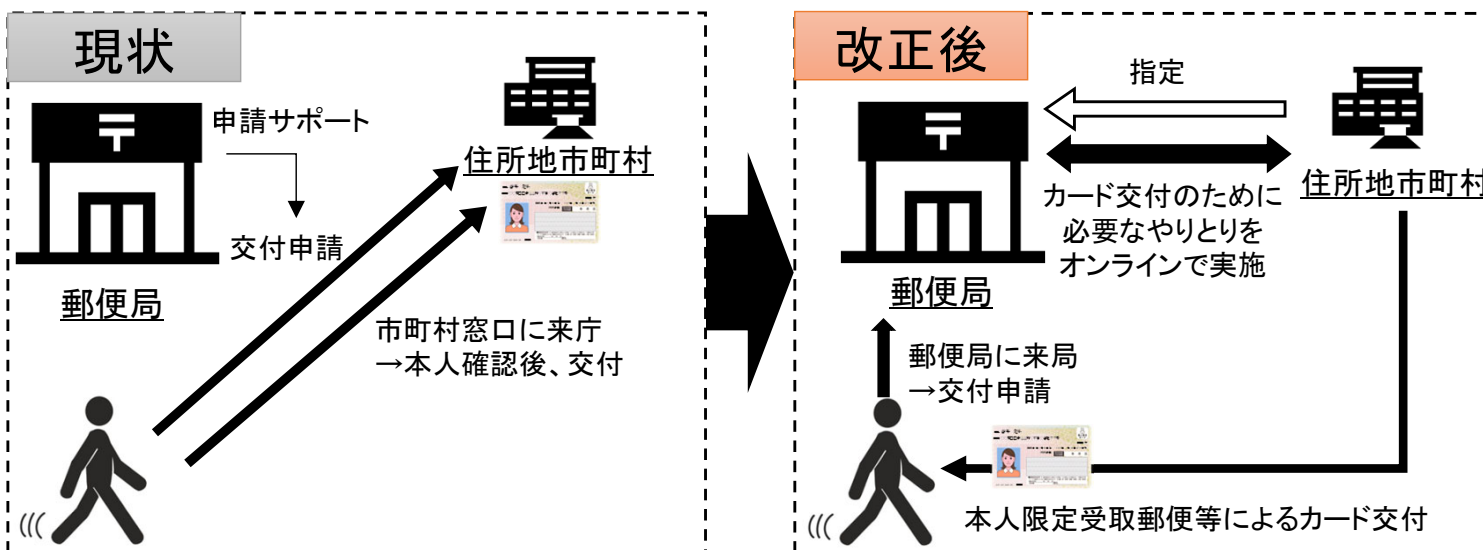
- 令和6年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証廃止）の方針が示されたことを受け、カードの交付申請受付等を実施できる場所を拡充する必要
- 現在、マイナンバーカードの交付等に関する事務については、市町村において実施しているが、あまねく全国に設置されている郵便局においても、マイナンバーカードの交付等の手続を行うことを可能に

郵便局事務取扱法※の一部改正（案）

施行期日：公布日施行

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱うことができる事務に、マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を追加する。

※郵便局事務取扱法は、地方公共団体が行う公証行為に係る事務のうち公権力の行使と一体をなすものを、郵便局に取り扱わせることができることとする法律。



制度改正の狙い

- 国民の利便性向上
カードの取得等のために市町村の窓口ではなく、身近な郵便局で行うことも可能となり、負担が軽減
- 行政運営の効率化
市町村は、郵便局を活用して、申請受付等の窓口拡大が可能

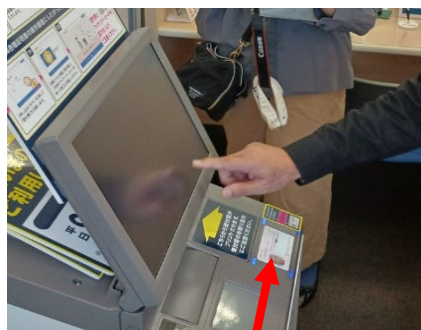
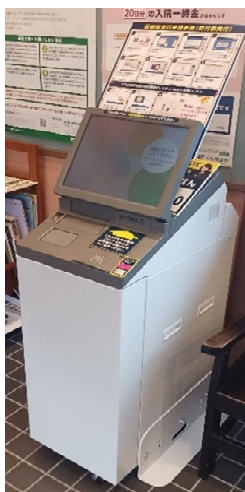
- 低コストで導入可能な、郵便局型マイナンバーカード利用端末を開発実証(令和3年度補正予算 1.2億円)
 - ・ 住民票など証明書発行手続きがデジタル化され、自治体を介さず、郵便局だけで完結して証明書を交付可能とし、利用者への交付をスピード化。郵便局をマイナンバーカードの利用シーンとして新たに位置づける実証事業
 - ・ 石川県加賀市(5局)、神奈川県小田原市(5局)、青森県五所川原市(5局)で実証(令和4年9月から12月まで)
- 令和4年度第2次補正予算「マイナンバーカードを活用した証明書自動交付サービス端末導入補助金」(4.0億円)により、コンビニがない市町村を中心として、郵便局等へ「郵便局型マイナンバーカード利用端末」の導入を支援。
- マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、自治体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、令和5年度より特別交付税措置(措置率0.7^注)を講じる。^注財政力補正有り

郵便局型マイナンバーカード利用端末(イメージ)

【利用者ロビー】

申請端末

① 端末を操作し、受付レシートを受領



② 受付レシートを郵便局員に渡す



④ 料金を支払い、証明書を受領

【バックオフィス】

複合機

③ 証明書を印刷



専用端末LAN

J-LIS交付センター基盤

* 自治体との間で通信回線(専用回線等)を設置する場合もある。

1. 郵便局窓口と駅窓口の一体運営

- 無人駅の内房線江見駅(千葉県)において、駅と一体となった郵便局舎を建設し、郵便局窓口業務と駅窓口業務とを一体的に運営。



江見駅郵便局 (千葉県)



局内から駅へ入場できる簡易型自動改札機を設置

2. 郵便局のみまもりサービスの提供

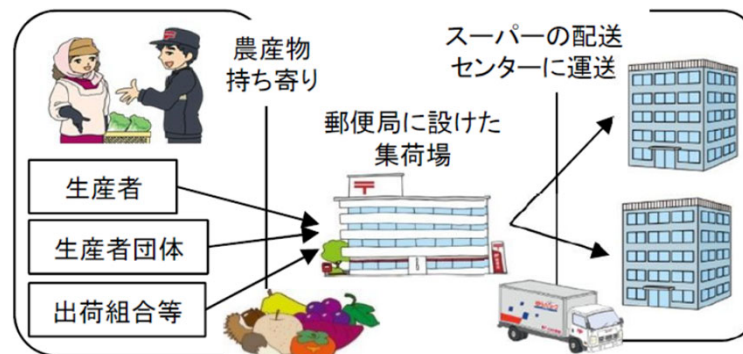
- 郵便局社員等が高齢者宅を訪問し、生活状況を確認の上、その結果をご家族や自治体へお知らせする「みまもり訪問サービス」を提供。



「みまもり訪問サービス」のイメージ

3. 地場産業支援の拠点

- 流通事業等を行う企業と連携し、郵便局の空きスペースを、農産物の生産者が出荷するための集荷場として活用し、運送。



4. 災害への対応

- 大規模な自然災害発生時には、通帳紛失時の通常貯金の払い戻し等の非常取扱いや、避難所への配達、車両型郵便局の派遣、避難所への出張サービス等を実施。



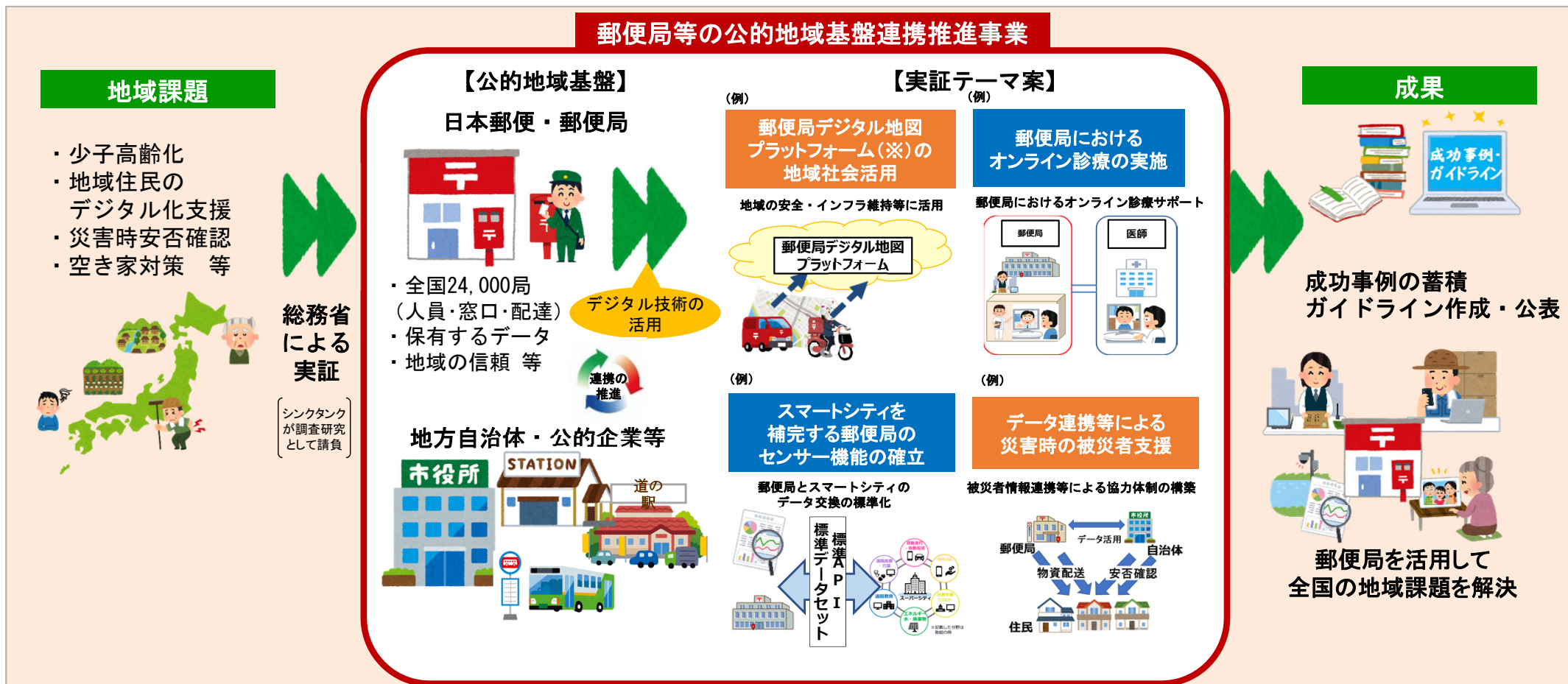
車両型郵便局
大路郵便局(兵庫県丹波市)



仮店舗での郵便局の営業

郵便局等の公的地域基盤連携推進事業

- デジタル社会の進展への対応、自然災害などの地域の課題解決に向けて、デジタル技術と全国24,000局の郵便局ネットワークを活用。郵便局と地方自治体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開。



(事業主体) シンクタンク
(事業スキーム) 調査研究(請負)
(計画年度) 令和4年度～令和6年度
令和5年度予算額 120百万円
(令和4年度予算額 80百万円)

※郵便局デジタル地図プラットフォーム: 郵便局が保有する事故頻発地点、アンダーパス冠水頻発箇所、道路損傷箇所等の情報を一元化したデジタル地図を活用するために日本郵便が構築する共通基盤。

○ 日本郵便は、複数の地方自治体との実証事業※を通じて開発した「スマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービス」を、2022年1月より地方自治体向けの新サービスとして提供開始。

※ 総務省の郵便局活性化推進事業として、2019年度に岩手県遠野市、2021年度に広島県三次市において、それぞれ実証実験を実施。

1. 目的 高齢者にも利用しやすいスマートスピーカーを活用した本サービスの提供を通じ、高齢者の生活状況の効率的な確認の機会などを提供し、地方自治体が抱える高齢者見守りに関する課題解決に貢献。

2. サービス概要

- ▶ 利用者の自宅に設置したスマートスピーカーを通じ、利用者の生活リズムにあわせて生活状況、服薬状況、食事および睡眠などを確認。地方自治体は、利用者同意の下、生活状況確認結果をWEB上の管理画面により一覧で確認可能。
- ▶ 利用者は、スマートスピーカーの音声・ビデオ通話機能を通じて非対面・非接触によるコミュニケーションを自治体や家族などと取ることが可能。また、ニュースや音楽など、音声サービスを通じたエンターテインメント機能を利用することも可能。
- ▶ 利用者の家族なども、利用者の生活状況確認結果の把握や写真・動画・メッセージの送信のほか、利用者とビデオ通話が可能。
- ▶ スマートスピーカーの設置やお困りの場合に備え、郵便局での問い合わせ窓口の設置、(局員による)みまもり訪問サービスと併用した定期的なスマートスピーカーの利用状況確認などのオプションサービスを提供することで、利用者一人一人に寄り添ったフォローが可能。



< Amazon社製Echo Show10 >



< ご利用されている様子 >

3. 提供状況

2022年1月より提供を開始し、2023年4月までに11自治体※が本サービスを利用。

※ 長野県大鹿村、長野県南牧村、岐阜県飛騨市、大阪府河内長野市、北海道平取町、岐阜県大垣市、広島県三次市、愛媛県宇和島市、東京都三鷹市、鳥取県米子市、鳥取県日吉津村

※ デジタル田園都市国家構想推進交付金(令和3年度補正予算)で鳥取県米子市・日吉津村、愛媛県宇和島市、大阪府河内長野市の4自治体、デジタル田園都市国家構想推進交付金(令和4年度第2次補正予算)で千葉県勝浦市、岐阜県恵那市の2自治体が交付対象事業に採択。

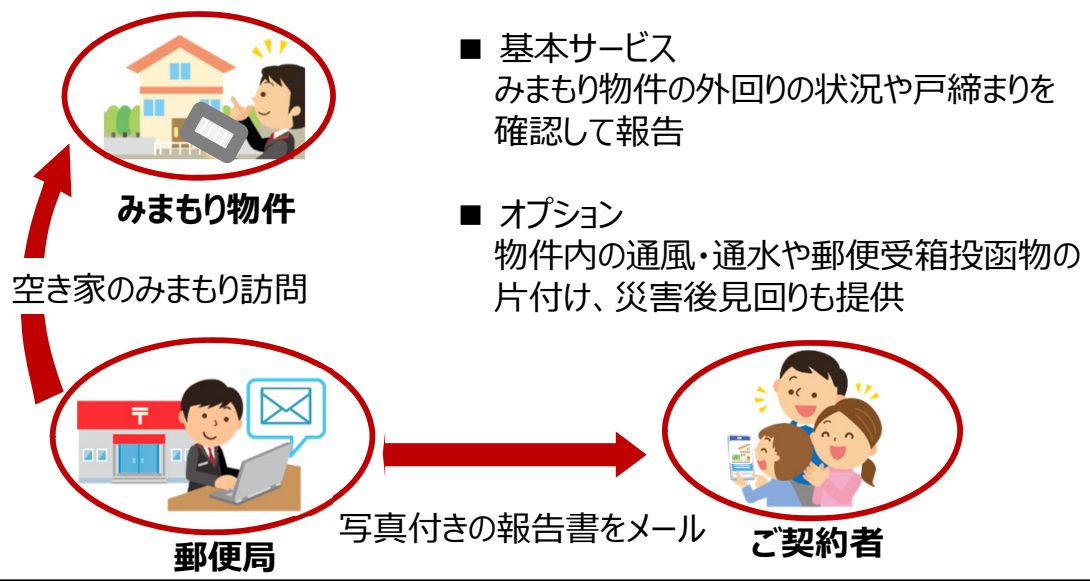
4. サービスイメージ図



- ねらい
 - 空き家近隣の郵便局社員が定期的に現況をチェックすることで「安心」を提供し、地域社会の課題（空き家問題）の解決に貢献。
 - 試行を通じ、ニーズの把握、オペレーションの課題確認等を行った上で、事業として成り立つかを検証。
- 試行期間
 - 募集期間 ……2022年10月28日～2023年1月末まで（日本郵便HPで募集）
 - サービス提供期間……2023年2月～2024年1月

- サービス内容
 - 郵便局社員がご契約者の所有する空き家物件（原則、「戸建て」）へ定期訪問し、物件の外回りの状況や戸締り等を確認し、その結果を写真付きの報告書でメールします。
 - また、オプションサービスとして、物件の鍵をお預かりし実施する「通風・通水」や「郵便受箱投函物の片付け」の他、台風通過後などに要請の都度実施する「災害後見回り」などを提供いたします。

<サービスのイメージ>



<報告書のイメージ>



郵便局を活用した 地方活性化方策（とりまとめ）

令和5年3月31日公表

総務省

郵便局を活用した地方活性化方策検討 P T

郵便局を活用した地方活性化方策(とりまとめ)

○ 郵便局が持つ強みごとに、その強みを活かした地方活性化方策を検討

1. 郵便局が持つ強み

(1) 全国津々浦々に約24,000の郵便局の窓口 拠点がある(拠点)

- ユニバーサルサービスの維持が法律により義務づけられており、過疎地域においても郵便局のネットワークは維持され続けている。
- 日本郵便は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない責務を負っている。具体的にはいずれの市町村においても、一以上の郵便局を設置しなければならず、過疎地においては改正民営化法施行時の郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とする責務を負っている。
- 過疎地においては、人口減少の中、最後の「常勤の社員がいる事業拠点」となりつつある。

(2) 信頼できる社員がいる(人材)

- 国営時代から身近な窓口機関として日々の郵便局窓口における利用者からの相談への対応や郵便物等の配達を通じて、地域住民からの顔の見える関係を形成しており、信頼が得られている。
- 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、自治体の事務を受託することが可能になるなど、実際に公共的な事務を行うことが認められている。

(3) 郵便局の局舎という物理的な建物が全国 津々浦々に設置されている(スペース)

- 郵便局舎内及び駐車場等のスペースといったインフラを有している。
- 利用者が利用するロビースペース
- 駐車場スペース(一部の郵便局)
- 郵便物を区分するための機械の設置や作業を行うスペースで現在は利用されていないスペース(集配機能を有する郵便局)

(4) 日々各世帯事業所に対して郵便物を配達する 配達ネットワークがある(面的カバー)

- 日本郵便は郵便や宅配便を日々各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有する。
- 郵便は平均して2軒に1軒の割合で配達がある。
- 郵便バイク等で日本中の道路を走行していることから、自動車等で通れない細い路地も郵便バイクであれば走行可能。

(5) 郵便事業を通じた各世帯、事業所に関する 膨大なビッグデータを保有している(データ)

- 日本郵便は郵便の業務を行うことが法定された唯一の事業体であり、郵便の宛先となりうるほぼ全ての世帯・事業所に係る所在情報や、転居に係る情報を郵便の業務を円滑に実施するために保有している。

2. 郵便局の強みを活かした主な地域活性化方策

① 社員が常駐する拠点を活用した取組

- 全国津々浦々にあり、過疎地においては最後の「常勤の社員がいる事業拠点」となりつつある中、自治体の窓口業務等の補完機能として期待される役割に着目した取組を推進。

○ 郵便局での自治体窓口業務等の取扱いの推進

- 現行、郵便局事務取扱法等に基づき、公証事務を含むほぼ全ての自治体窓口事務の郵便局への委託が可能となっている。
- 人口減少下において自治体の支所や窓口等を支えるリソースが減少する中で、行政事務の効率化や住民の利便性の向上の観点から、地域の実情に応じ、自治体の窓口事務等について郵便局による取扱いを推進。
 - **具体的な取扱事例を収集・周知**
- 今後、自治体の窓口業務のオンライン化が進む中、郵便局が行政手続きのデジタル支援機能を担うことが期待されているため、その対応策について引き続き検討する。

◆ マイナンバーカード関連事務の実施

- 市町村から郵便局への申請サポート業務の委託促進。
- 郵便局で交付申請の受付を可能とする制度改正。
- 電子証明書の発行・更新等に係る事務の委託促進。
- 郵便局へのキオスク端末の設置推進。
- **市町村への個別の働きかけや意向調査を実施**

◆ 自治体マイナポイント事業での郵便局との連携

◆ 地域交通施策(地域MaaS)における郵便局との連携

◆ 統計調査の実施における郵便局との連携

② 郵便局の人材を活用した取組

- 窓口業務や郵便物等の配達を通じて、地域住民から顔の見える関係を形成し、信頼が得られている個々の人材力に着目した取組を推進。

○ 郵便局と連携した消防団への加入促進

- 更なる郵便局社員の消防団への加入等を促進。

→ **先進的な優良事例等を市町村に周知**

→ **日本郵便内の広報ツール等で消防団への加入を促進**

日本郵政グループ全体で
現在6,000名を超える
消防団員が活躍

○ 郵便局と自主防災組織等の連携促進

- 郵便局と自主防災組織が連携を図り、平常時には防災訓練への参加や防災マップの作成、災害時には安否確認、避難誘導などに取り組む。



防災マップ作成の様子

→ **市町村に対し取組を依頼し、連携を支援**

○ 郵便局員の集落の課題解決の取組への参画

- 地域の事情に精通した元郵便局員等を集落支援員として活用するなど地域の課題解決の取組への参画を促進。

→ **令和4年度調査から実態を把握し、元郵便局員等を集落支援員として活用できることを都道府県・市町村、郵便局に周知**

日本郵便(株)本社における社外プロジェクトへの参画の試行的実施

- 週1日分までの勤務を削減して社外プロジェクトへの参画を可能とする取組を日本郵便本社で試行開始。地方自治体が募集する案件は、地域貢献につながるものとして、特に推奨。

国・地方自治体と
郵便局が
連携して推進

○ 地域の「埋もれたお困りごと」の発掘と解決支援

- 地域のキーパーソン、郵便局員、市町村職員・集落支援員、総務省職員・行政相談委員等による懇談会等の開催。
- 郵便局において、災害時の「支援窓口ガイドブック」の配布や行政相談に係るポスター掲示などの実施。

→ **行政相談委員等へのヒアリングを行い、懇談会を試行的に実施した上で、横展開を推進**



③ 郵便局のスペース等を活用した取組

- 郵便局の局舎等のスペース等を活用し、災害時における行政需要や、買い物支援等の地域住民のニーズ等応じた生活支援の取組を推進

○局舎を指定緊急避難場所・津波避難ビル等に指定

- 郵便局舎を自然災害に対する指定緊急避難場所・津波避難ビルや、国民保護法に基づく避難施設に指定し、災害時等に住民が避難。

→ 先行事例等を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進

○災害時における車両・バイク等の活用

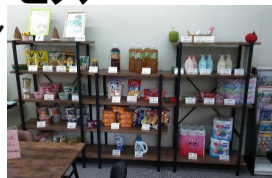
- 災害時の物資輸送等のため、郵便局が保有する車両・バイク・自転車を活用。

→ 先行事例等を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進

○郵便局と連携した買い物支援サービス

- 郵便局に設置のタブレットを利用したオンライン注文・配送や、郵便局舎内での商品販売など、買い物弱者のための買い物支援を実施。

→ 地域運営組織との連携等による取組の横展開を推進



局舎内物販の事例

○スマートスピーカーを活用したみまもりサービス

- 利用者の自宅に置いたスマートスピーカーを通じ、定期的なみまもりサポートを提供

→ 日本郵便の自治体向けサービスとして提供

○空き家対策

- 郵便局による空き家調査や空き家のみまもりサービスの実施。
- 先行事例等（ふるさと納税の活用を含む）を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進

○郵便局を活用した交流拠点づくり

- 地域住民が日頃から集う高齢者や子育て世代等のサロンやワーキングスペースとして郵便局の空きスペースを活用

→ 地域運営組織による活用想定事例や施設整備費に係る支援措置について都道府県・市町村、郵便局に周知

- 郵便局の空きスペースを活用したオンライン診療の実施。
- オンライン診療を受診することが可能な場所や条件についての厚生労働省による制度見直しの後、オンライン診療の拠点としての郵便局の空きスペースの活用余地について検討

④ 配達ネットワークを活用した取組

- 日本郵便が保有する各世帯・各事業所までの配達ネットワークを活用した取組を推進

○備蓄物資の保管及び災害時の避難所等への配送

- 郵便局空きスペースを自治体の防災倉庫として活用、災害時に避難所や在宅避難者の自宅等へ配送。

→ 先行事例等を各郵便局・自治体に提供し、横展開を推進

⑤ 郵便局が保有・取得するデータを活用した取組

- 配達ネットワークを通じて収集した地域のインフラ情報、世帯・事業所に係る所在情報、転居に係る情報等を活用した取組を推進

○デジタル地図の地域社会における活用

- 日本郵便が自社内に構築する「郵便局デジタル地図プラットフォーム」を通じて、自治体に対して、事故頻発地点や道路損傷箇所等の地域の安全とインフラ維持管理に資する情報を提供。



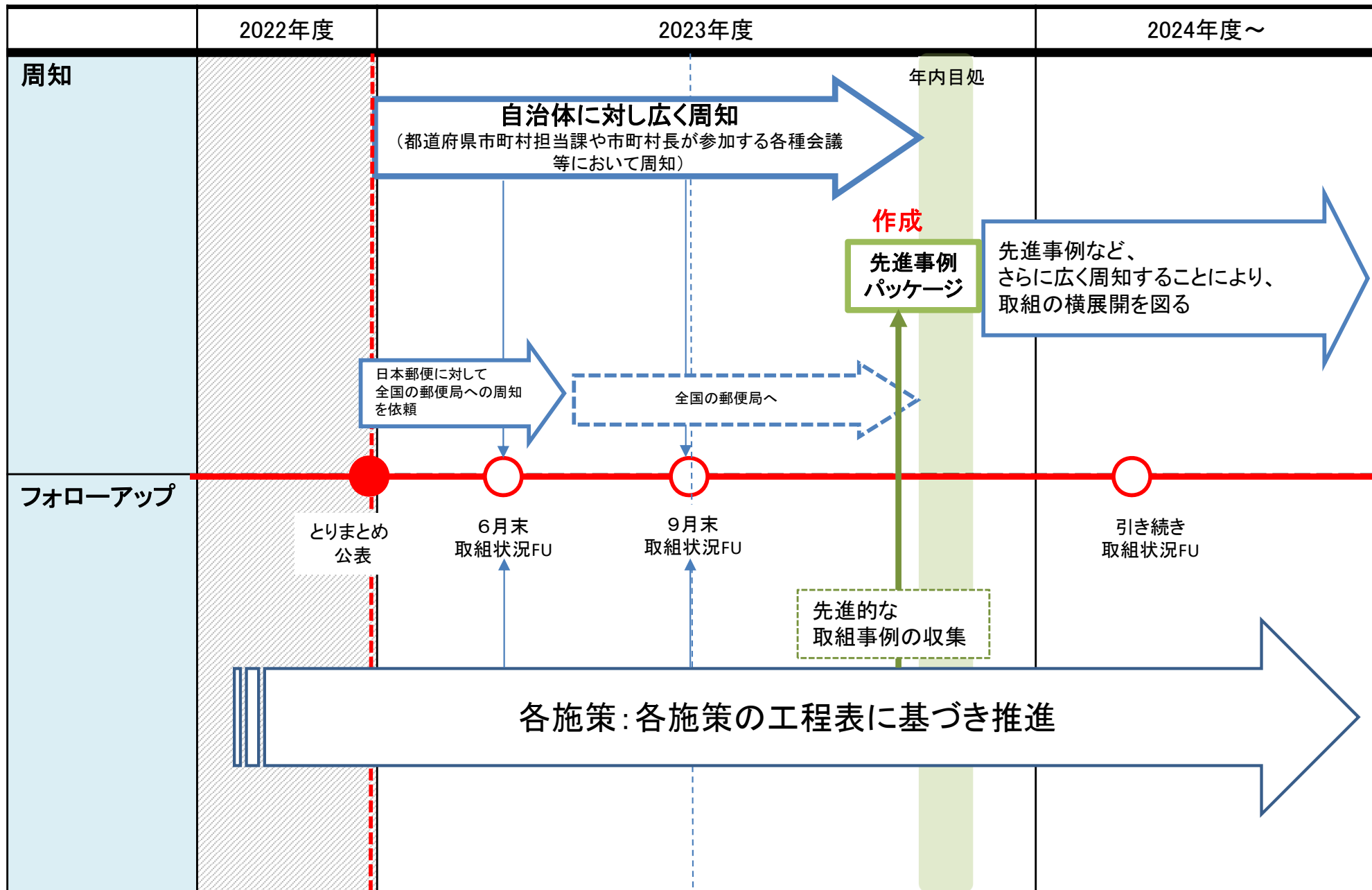
→ 実証事業を通じて自治体が求めるデータ要件や、ユースケースに基づく運用指針等を策定

○大規模災害等 緊急時の郵便局データの活用

- 大規模災害等の緊急時に、日本郵便が保有・取得している各種データから、地域の居住実態等の住民の安否確認など災害対応に資する情報を自治体へ提供。

→ 実証事業を通じて緊急時における情報の提供方法等を確立

郵便局を活用した地方活性化方策推進の全体工程表



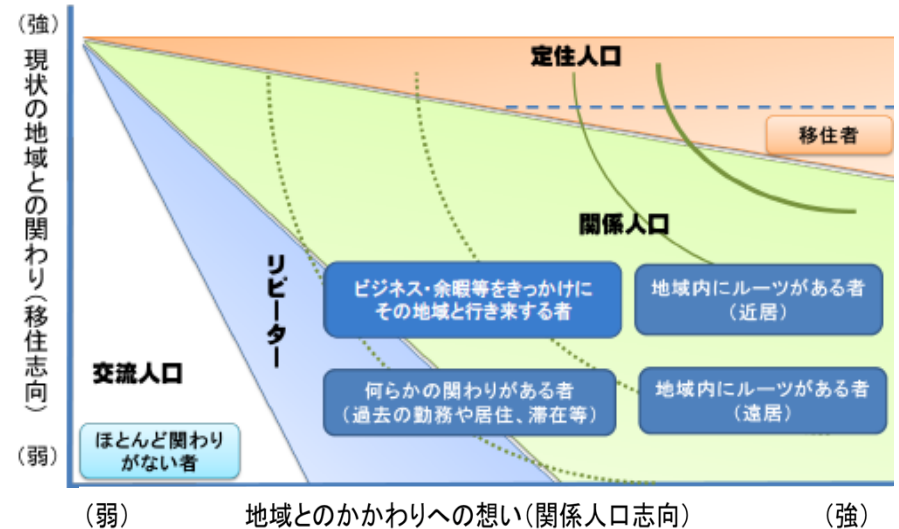
関係人口について

- **「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。**
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。**

関係人口が増えることの意義

関係人口は、地域住民との信頼関係をベースに、**地域の社会課題解決**や**魅力向上**に貢献する存在である。関係人口の活発な往来により、地方の**経済活動**や様々な**魅力向上の取組の活性化**、更には**災害時の支え合い**にもつながる。とりわけ人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が**地域住民の共助の取組に参画**し、地域の**内発的発展を誘発**することが期待される。
(「デジタル田園都市国家構想総合戦略」抜粋)

関係人口のイメージ



関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町 (R元モデル事業)>
県立中高一貫校の卒業生を対象とした
関係人口案内人育成



<鳥取県鳥取市 (R元モデル事業)>
地方の農業に関心のある都市部からの
滞在者との協働による農業用水路の修繕



<愛媛県西条市 (H30モデル事業)>
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場製品のPR



<島根県邑南町 (H30モデル事業)>
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKAイルミ」の実施

令和4年度 関係人口の創出・拡大

R5予算額: 6百万円

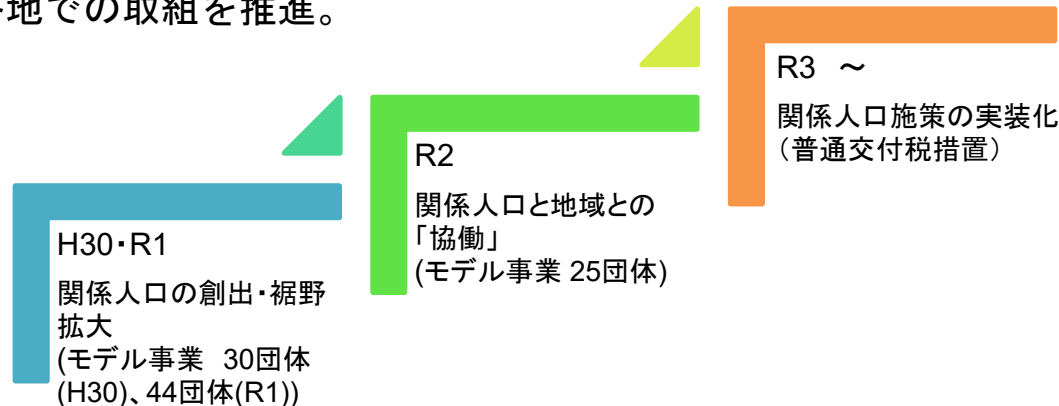
- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、「『関係人口』ポータルサイト」により地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。
- 地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での取組を推進。

全国に向けた情報発信・地域からの情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」等を通じて、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図るとともに、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献



『関係人口』ポータルサイト（総務省）

- 関係人口の意義や過年度のモデル事業の内容、各種の説明会・イベント情報等について情報発信
- 「関係人口マッチングナビ」を追加（2021年9月24日）

地域への新しい入り口

関係人口
ポータルサイト

関係人口各種取組
情報登録はこちら

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs
and Communications

関係人口とは



関係人口となった方の
声



各地の関係人口募集
情報【関係人口マッ
チング・ナビ】



地域の取組事例



総務省モデル事業の
取組事例



国が実施するセミ
ナー・イベント



リンク集



各地の関係人口募集情報【関係人口マッチング・ナビ】

地域の関わりやつながりを持ち、「関係人口」になりたい方向けに、地域との関わりづくりのためのイベントや交流プログラムなどの情報、地域やふるさとを応援するファンクラブなどの募集情報、地域に開設された関係案内所などをご紹介します。

現在参加者募集中のイベント情報、
交流体験プログラムなど

通年募集中の地域ファンクラブ会員
サポーター募集情報など

全国各地の関係案内所情報など